

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（５）			
日 時	平成１４年１０月　４日（金）	開　　議	午後　２時０５分
		閉　　会	午後　５時１４分
場　　所	第２委員会室		
議　　題	継　続　審　査　案　件		
出　席　委　員	佐々木（政）委員長、武井副委員長、横田・前田・松本(光)・大畠・中島・見楚谷・小林・北野・高橋・斉藤（陽）　各委員		
説　明　員	市長、助役、収入役、木野下・佐藤両監査委員、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育　各部長、企画部参事、消防長、樽病・監査委員両事務局長、保健所長　ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書　　　記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に北野委員、高橋委員をご指名いたします。

委員の交代がございますので、お知らせいたします。

中村委員が見楚谷委員に、斉藤裕敬委員が大畠委員に、秋山委員が斉藤陽一良委員にそれぞれ交代をいたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○（経済）商業労政課長

去る10月2日付けで提出させていただきました市民クラブ要求資料、小樽市観光物産プラザ清掃業務委託契約書の写しにつきまして、資料の差しかえ方についてご説明申し上げますとともに、おわびを申し上げます。

当契約書にある清掃業務仕様書のうち、業務内容一覧表、作業基準一覧表につきまして、本来、平成13年度の内容を添付すべきところを、誤って平成14年度のを添付してしまったことから、これを平成13年度のものに、また、作業範囲図面につきましては実態と異なる図面を添付しておりましたので、実態に即したものにそれぞれ差しかえさせていただきたいと思っております。

また、契約書本体につきましては、正しいものでありまして、特に差しかえの必要のないものでありますけれども、このたびの差しかえに当たりましては、資料一式を差しかえさせていただきたいと考えております。

さらに、図面のマーカー部分に記入ミスがございましたことについても、併せて深くおわびを申し上げまして、ご了承願いたいと思っております。

以上でございます。

◎要求資料について

○大畠委員

今の書類の差しかえについて、一言言わせていただきます。

この運河プラザに関する資料の要求を10月1日にしました。それを見まして、2日の総務・経済所管の日に、市民クラブの要求資料といたしまして一連の資料を提出していただきました。そして、今日、また新たにその訂正ということで、実態に合ったものを提出していただきましたが、この資料の信用性について、私は常日ごろ、議会が要求する資料については確かなものを出していただきたいと何度か言った経緯がございます。

同じ日に提出された資料、委員会資料、委員の皆さんに配られた資料、その中にも違いがあるのですよ。一体これはどういうことなのか。差しかえて、間違えましたということでしたききましたもの、私ども市民クラブにいただいた10月2日の資料、何が違うか。

これは、公明党の斉藤陽一良委員に渡された資料でございます。マーカーの部分が違うのですよ。同じ日に出された、委員会に出された、委員に配られた、その中でも違うのですよ。これは、手分けをしてやったのだろーと思ひます。

なぜこういうことになるのですか。信用しろと言っても無理ではないですか。2日に、同じ日に配られた資料です。本当に、出されている資料を一つ一つ確認しなければならないというふうに、私は非常に残念に思っております。

そして、この訂正についても、昨日、2日に出された資料に基づいて現地を見たいということで、課長同伴の下に、見ました。行きました。

そうしたら、そのときでしょう、気がついたのは、間違いがあったと。3番庫の控室、これは使わせてくださいと。この図面では3番庫の、2日の資料では3番庫の控室になっていますよ。ところが、行ってみたら、大きな電気室ではないですか。あの大きなやつが入っている。それがなぜ控室になるのか。

私は、理事者からいただく資料については、本当に、一つ一つ確認をしなければならないことには非常に残念に思っております。今後につきましては、じゅうぶん、前の精査をしていただいて提出していただきたい。そしてまた、資料はどういう形で出すのか、担当の課長さんにどうかと聞きましたら、次長、部長に話をして提出しているのだということでございますから、皆さんの責任は大きいと思います。これからは、信頼性のおける資料を提出していただくことを要望いたします。

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、市民クラブの順といたします。

それでは、公明党。

○高橋委員

◎学校給食調理場について

決算の最終日でございますので、1点だけに絞って質問をさせていただきたいと思います。

教育委員会に、学校給食ですけれども、決算説明書の197ページに、学校給食費の管理費の中の施設維持補修費294万3,422円というのがあります。これについて、簡単に結構ですから、内訳を教えてください。

○（学教）学校給食課長

学校給食管理費の施設維持補修費についてのお尋ねでございますが、294万3,422円のうち、単独調理校分が198万2,714円でございます。続きまして、オタモイ、新光共同調理場からの受配校分が96万780円になります。

○高橋委員

次に、198ページに、共同調理場費が出ております。この新光共同調理場の同じく施設維持補修費、274万8,123円とあります。この内容についてお尋ねします。

○（学教）学校給食課長

新光調理場費のうち、施設維持補修費についてでございますけれども、これは主なものといたしまして、ボイラー室から場内への給湯管補修などボイラー関連で192万円、それと調理台、洗浄器等の維持補修費が82万円でございます。

○高橋委員

単独校ですけれども、小学校、中学校はそれぞれ何校ありますか。

○（学教）学校給食課長

単独校の数についてのお尋ねでございます。

中学校が、石山中学校は廃校になりましたけれども、13年度は含めまして中学校4校でございます。小学校は、手宮、若竹、北手宮の3校でございます。

○高橋委員

調理場の安全管理の方法といいますか、これについて何点かお聞きしたいのですが、まず、その安全管理者は、単独校はだれなのか、共同調理場はだれなのか、お願いします。

○（学教）学校給食課長

単独調理校の責任者は、学校長でございます。共同調理場の責任者は場長でございます。

○高橋委員

施設の衛生管理なのですけれども、いつ、どのようにして行っているのか、また、だれが行っているのかということを、単独校と共同調理場とを分けて説明をお願いします。

○（学教）学校給食課長

衛生管理についてのお尋ねでございますが、調理場と単独校と、特に大きな違いはございません。食材の搬入から、調理のでき上がりまで、段階をおきまして栄養士あるいは調理員が衛生管理に気を配っているものでございます。

○高橋委員

施設の定期的な点検があったと思います。床ですとか、運営上ですね。これの検査だとか指導だとかアドバイスというのは、どなたが行っているのですか。

○（学教）学校給食課長

単独校につきましては、学校給食課の方から指導等もございますし、保健所の方から、衛生監視におきまして、年1回でございますけれども、衛生管理についての監視といいますか、指導がございます。

○高橋委員

施設的にですと、単独校と共同調理場とでは相当な差があるだろう、管理面としてもかなり落差があるというか、格差があるのではないかなというふうに思っております。単独校の手当についてはどのように行動されているのか、考えられているのかをお伺いします。

○（学教）学校給食課長

確かに、委員がおっしゃいましたように、単独校につきましては、共同調理場と違いまして、下処理室が別に設けられていないことがございますので、調理室の一角を決めて下処理をしているということについては、なかなか施設そのものが狭隘なものですから、共同調理場のような方式をとることは難しいわけでございますけれども、例えば、食材のダンボール等を調理室に入れないとか、履物を履きかえるとか、できる範囲内で衛生管理を行っているものでございます。

○高橋委員

大事な点は、現場の声をどれだけ聞いていただけるかというのが、私は非常に大事な部分かなと思っております。これについてはどのように行われているのか、また、考えられているのでしょうか。

○（学教）学校給食課長

単独校の維持補修につきましては、予算編成時期になりましたときに、学校長からいろいろ事情を聞いて、翌年度の予算に反映させることを考えております。

今おっしゃいましたけれども、単独調理校の監督者は学校長であるということもございますので、学校長あるいは現場の調理員、また栄養士の意見をじゅうぶんに聞きまして衛生管理の充実を図ってまいりたい、そのように考えております。

○高橋委員

しつこいようですけれども、非常に格差があるというふうな認識の上で、ぜひ単独校には少しでも手厚い指導といたしますか、予算配分といたしますか、学校長だけに負担がいかないような配慮をぜひお願いしたいなというふうに要望したいと思います。

最後に、教育長のこの辺の認識、見解を伺って、質問を終わりたいと思います。

○教育長

共同調理場、単独校を問わず、私あるいは部長は、例年、春と秋と2回、訪問をいたしまして、現場の調理員の方々から、栄養士から意見を聞いて予算に反映させるべく努力をしております。今後も、そういう努力を続けて改善を図り、安全管理に気を配ってまいりたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

ちょっと蒸し暑いようでございますので、上着を外して結構でございます。理事者の皆様方もどうぞ。

それでは、質疑を民主党・市民連合に移します。

この際、理事者より発言の申出がございますので、これを許します。

○（環境）管理課長

昨日の決算特別委員会におきまして。武井委員よりご質問のありました梅ヶ枝団地地域に係ります年間のごみ排出推定量についてお答えいたします。

このごみ排出推定量の算定に当たりましては、平成13年度の生活系ごみと資源物、この総量を平成14年3月31日現在の世帯数で割り返し、これで得ました年間1世帯当たりの排出量を基に、この梅ヶ枝団地地域の世帯数約40世帯を掛け合わせまして得ました数量がこの地域の年間ごみ排出推定量23.7トンということでございます。

以上でございます。

○武井委員

◎梅ヶ枝山手線の問題について

今ご答弁いただいたことに関連してお尋ねいたします。

これだけのもの、1戸平均にしますと大体600キログラムですね。このごみを、この人たちは、1戸で600キロ、これを168回にわけて200メートル下の赤岩山手線まで自分で運んで行っている、こういう姿が見えるわけでございます。このことについては、私は今そういうふうに理解したのですけれども、そういうことでよろしゅうございますか。

○（環境）管理課長

算出的には、委員が今おっしゃられたように、今申し上げました23.7トンを世帯割りいたしますと約600キログラムということになるかと思えます。その排出に当たっては、冬期間におきましては、委員がおっしゃられたように、直接、山手線の方に持ち出す形にはなるのかなと思ってございます。

割り返した数量でございまして、あくまでも冬期間の持出しに限ってのことになるかと思えます。

○武井委員

私が聞いているのは、もちろん冬期間のことで、車が登れないわけですから、こちらは。そのことを言っているわけで、冬期間ということは当たり前でございます。

これら市民の方々が、資源物だとか普通のごみだとか、いろいろ市の分別に従って、協力して、市が集めに来る168回分を、その都度、みんな出している。これは、大変な仕事なのです。私がいつも申し上げていますように、先日、現地を視察したときに、男の方で、私はこれで足を折ったのだと、こういう人も出てきたわけでございます。ですから、こういうふうに非常に苦勞していらっしゃる方々、そして市の仕事に協力する、そういう方々がいらっしゃるわけですが、何かこういう人たちに利便性を図ってやる考え方はありませんか。

○（環境）管理課長

今、利便性のお話でございますけれども、昨日の委員会の中でもいろいろとご答弁をさせていただきましたが、環境部としまして、この地域の地理的、地形的な現況、道路事情等を再確認させていただきまして、昨日もお答えしていますけれども、土木部の方といろいろと協議をしていきたいということでございまして、今後に向けて具体的にどのようなことに取り組んでいけるのか検討していきたい、このように考えているところでございます。

○武井委員

昨日も、また今日も、環境部の方々は土木部と協議していきたい、こういうことですが、協議、検討、いつもこ

という言葉が出てきます。したがって、具体的に土木部とどういうことを話そう、協議をしようと思っているのですか。私が今言った利便性のことも含めての話ですか。どのような、ただ思いつきの協議では困るのです。具体的にこういうことをやりたいと。これは、また、それによっては土木部にもお尋ねしたいのです。

○環境部長

昨日も武井委員にお答えをしましたけれども、冬期間は、冬期収集困難地区というのは小樽市内の中で40か所程度ございます。これも当然そういう形になりますけれども、そういうところも含めて考えなければならないということもあります。

具体的にどんな内容をするのかということですが、まず、環境部として、この地域は、冬期間、どういう収集が住民として一番いいのか。冬期間は車が上がりませんので、では、そういうことであればどういうふうにするのかということを考えて、いろいろ検討して、そして、道路事情をどういうふうに整備するといいますか、そういうことを踏まえて改めて土木部と協議をすると。

しかし、協議の内容については昨日もお話があったばかりですので、具体的にどういう内容を協議するかということについては、これから打合せをしながら進めていきたいと。ですから、具体的に、こういうふうにします、ああいうふうにしますということは、現時点ではなかなか申し上げられないということはお理解をお願いしたいと思います。

○武井委員

そのときになってみなければわからないということですが、協議したら、それは私の方へ、こういう内容で、結果はこうなったということは報告していただけますか。

○環境部長

具体的に、ここのごみの収集の状況をどういうふうにするかということはこれから検討しますので、その内容は、具体的にどういうふうになるかわかりませんが、いずれにしても委員の方にはご報告したいと思っております。

○武井委員

今も部長さんがおっしゃったのですが、これはごみ車が上がらないのだと。恐らく、冬期間は急坂で上れないと。昨日も、そういうことで急なカーブもあるし、急坂でもあるし、上れない、こういうことをおっしゃいました。

ごみ車が上れるにはどうすればいいと思いますか。ご感想を述べてください。

○（環境）廃棄物事業所長

今現在、4月から11月末までパッカー車が上っておりますので、そのような道路状況であれば、冬もパッカー車は行けるということでございます。

○武井委員

小学校の教室ではないのですから、そんなことは当たり前のことです。私は、部長がいみじくも冬期間、冬期間と、あるいは、課長も冬期間という前提で話をしているわけですから、11月までのような状況にするにはどうしたらいいのですかと聞いているのです。

○（環境）廃棄物事業所長

まず、滑らないように、それから勾配がきついということですから、大幅な道路改造が必要かと感じています。

○武井委員

そういうようなご感想をお持ちのことを土木部と協議する、こういうことで理解していいのですか。

○環境部長

現実にはそういうふうになるのかどうかということは別にして、例えば、どうしても車を上げなければならないという前提ということになれば、そういうことも含めてお話しはしなければならないと思います。ただ、ご理解い

ただきたいのは、そういうふうにするということになるかどうかというのは、これは今の段階では断定できませんので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○武井委員

だから、それでは困るのです。市民が足を折ろうが、何をしようが、そんなものは構ったことではないと、こういう今の言い方で、裏を返せばそういうふうにも受け取れるのです。それでは困るのです。困るから、何か利便性、何かいいことないかと、そういうことで今私お尋ねしているのですからね。今日は無駄な時間を取りたくないの、もう少し小学校の生徒でもわかるような答弁をしてください。

○環境部長

ですから、先ほど言ったように。

○武井委員

逃げる言葉を言わないで。

○環境部長

えっ。

○武井委員

逃げの言葉を言わないで。

○環境部長

逃げません。

先ほど言ったように、まず、車が上がらないのは現実ですから、環境部としてどうやって収集することが利便性を高めるかということを検討して、その中で土木部と協議しなければならないものをまず協議していくと、こう申し上げていますので、それを今、現実はどういうふうにするのかと言われても、これは協議の内容によってはいろいろ変わりますので、その点を理解していただきたいと。決して逃げているわけではありません。

○武井委員

私は、感想を述べてくださいと、あなたの感想を述べてくださいと言っているのです。こうすれば上がれると思いますと。11月の道路状況にするには、こうすればいいと思いますと。何でそれが言えないのですか。わかるように言ってください。

ロードヒーティングしかないのではないですか。

○環境部長

先ほど委員がおっしゃったようにですね、もちろんそれも一つの方法で考えられると思います。ただし、その道路を広げるとか、勾配を直すとか、そういうことも考えられる。ここは急坂ですから、その辺は現実に難しいわけですから、ですから、そういうことも含めて協議していきたいということを先ほどから申し上げていますので、具体的にどうこうするということについては、環境部だけでどうということになりませんので、その辺をご理解していただきたいということを先ほどから申し上げているわけです。

○武井委員

はい、わかりました。

そういうことで、そのことも含めて土木部の方へ相談に行くそうですから、土木部はしっかりと耳をほじくって聞いていただきたい。

消防署にお尋ねいたします。

ただいま、環境部がこういうお答えをしました。

しかし、これは、ごみ車を中心にして話をしてきたわけですが、消防車も同じことが言えるのですね。救急車、あるいは消防車、今までの中で、11月までなんて言ったらだめですよ。真冬の間に上れなかった実績を述べてくだ

さい。

○消防署長

救急事案につきましては、この1月に、当該団地におきまして3件の緊急出動要請がございまして、救急車が出動いたしまして、急坂、また急カーブなものですから、団地入口に救急車をとめまして、隊員が担架を持ち、救急措置をいたしまして病院に搬送したところでございます。

なお、搬送困難な地域につきましては、消防車も支援出動させ、対応しているところでございます。

○武井委員

今のお言葉を聞きますと、当然、消防署は現地を把握しているという前提での答弁だろうと、私はこう思っています。したがって、団地の人たち、市民が、安心して暮らせる日常生活と。もちろん救急車が来られない、火事になっても消防車が来れないというのでは、今報告があったような状況では市民は安心して眠れません。したがって、そういう市民が日常生活の中で安心して安らいで眠れる、こういうような状況にするには、どうすればいいと思いますか。感想を述べてください。

○消防署長

消防本部におきましては、消防車あるいは救急車を現場に行かせまして、道路状況、これは夏冬通してでございますけれども、あるいは消火栓の状況について、逐次、確認をしているところでございます。この地域は、先ほど言いましたが、急坂でございまして、夏の期間は問題ございませんけれども、冬期間におきましては進入困難ということでございます。

火災発生の場合には、バス通りにも消火栓がございますので、そこからホースを延長いたしまして、また、小型動力ポンプも持っておりますので、団地内に消火栓もありますから、それに接続いたしまして消火活動ということに対応することと考えているところでございます。

また、当該団地におきます緊急事案につきましては、先ほど申しましたが、消防隊も支援出動させて対応しているところでございます。

○武井委員

それは、あなた方の協力、そういう協力をしてもらおうということ、環境部については、市民が持って行かなければならないこと、そうしてみんな協力しているわけですね。だから、それでは本来の消防署の皆さんの任務にならないわけでしょう。上の方に青い消火栓がある、冬はあそこまで上がらないわけでしょう。あるいは、今の隊員の方々が救急車で行っても、みんなが協力してよいしょ、よいしょと来なければ、1分1秒を争ってピーポーピーポーと走っていながら、そういうことにならないわけでしょう。そのためには、好ましいのは、やっぱりあの上まで上がれること、坂まで上がっていくこと、被災者や患者の方のところまで行けること、これがあなた方の一番の使命ではないですか。したがって、それをするにはどうすればいいと思いますかと聞いているのです。

○消防署長

消防といたしましても、道路状況のよくなることは好ましいことでございますけれども、現場、現場のいろいろな状況がございますので、そういった条件の中で消火活動あるいは救助活動に最善の努力をしてみたい、こんなふうに考えているところでございます。

○武井委員

土木部と相談するようなことはありませんか。

○消防長

今、委員の方から、土木部と協議することはどうかという話でございますけれども、現在、消防署の方で、こういう地域というのは市内にも相当数あるわけございまして、そういった中で、当該団地ばかりでなく、実は市内に30数か所あるわけでございます。そういった中で、住民の方々が安心して暮らせるということからいっても、現

在、現地に行きましてさまざまな想定をして、消防訓練をして、ご理解をいただいているということでございまして、土木部と協議をしてどうのこうのということは現在考えておりません。

○武井委員

消防長に言うておきますが、市内で山坂があるのは私も知っています。私は、今この梅ヶ枝山手線に対してあなた方はどう考えを持っていますかと聞いているのですから、よそのことを言わないで、それについて答えてください。

そして、土木部と話し合いをすることがないのですかと、しますかと、環境部はすると言っています。消防はどうなのですかと聞いているのですから、それに対して答えてください。

○消防長

今、環境部も土木部と協議するというのでございまして、そういう場面がございましたら、消防本部としてもそうさせていただきたい、このように思います。

○武井委員

さて、最後に市長にお伺いしたいのですが、先日の建設常任委員会での内容は、この間、本会議の討論で私は述べました。これは、土木部の答弁です。ここにちゃんと議事録を持っています。ですから、こういうふうに土木部の理事者が言うには、あの地になぜこういう団地が必要だったのだろうか。特に勾配は頭の中に入っていたのだろうか、というような嘆きが聞こえました。

しかし、これは小樽市が開発当事者です。それを、絵図面どおりに買ったところが、絵図面は、いつか知らないけれども、聞いてみたら、昨日は、いつ改ざんされたのかわからないというようなことで、いつの間にか、つなぐべき道路がどこかへ消えていってしまった、こういうような状況になっています。市の理事者は、それを、道路の図面を削るときには話をした、住民に話をしたと言っているのです。住民は話を聞いていませんと言っています。こういうので、すったもんだと、わからないと。しかし、工事完了の届は出してある。まだ工事完了もしていないわけですから。こういうような状況の中で、今申し上げて、それぞれ消防署なり環境部も答えています。したがって、これらの開発の当事者である市長の立場では、どうしたら市民が安心して暮らせるか、お答えください。

○市長

まだ、現地は見えておりませんが、話を聞いた段階では、非常に急坂で道路も狭隘だというふうに聞いております。それで、取りつけ道路の問題も聞きましたけれども、それも地形的に非常に難しいということも聞きました。今後、こういった、さっきお話ありましたように、収集困難地区が40あると言っていますから、この梅ヶ枝団地ばかりではなく、ほかのものも含めてそういった対策をどう進めていくかということが必要になってくるだろうと。小樽はこういう地形ですから、更にまた、細かい小路とかいろいろな問題があると思いますし、そういった問題をどう解決していくのかということは非常に難しい問題です。

いずれにしても、武井委員が言われるようないろいろな問題がありますので、一つには、例えば、消防の場合には上の方に消火栓があるといいますから、そこに仮設の小屋でもつくって小型の動力ポンプを常備するとか、いろいろな方法も考えられますので、一応、土木部などを中心にしまして、どういった対応ができるか検討させたいと思います。

○武井委員

終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

この際、理事者から発言の申出がございしますので、これを許します。

まず最初に、土木部から発言をいただきます。

○土木部長

昨日の決算特別委員会において、北野委員から2点のご指摘がありましたので、その内容についてご報告をいたします。

まず、第1点でございますけれども、サッカー・ラグビー場造成実施設計業務の入札に際して、特記仕様書に既存資料とあるので、表記しなければ疑義となるのでは。また、理事者は、保存資料は小樽市が持っていて、各業者に提示すると言うが、業者はそうに理解していない。一般的には、業者が持っている資料と理解するものではないかということのご指摘でございます。

入札に際しましては、指名を受けた業者は、工事用設計書等を閲覧し、疑問があれば業者から問い合わせることも可能でありまして、その際は、市の業務担当者が個別に対応いたしております。誤解される点があるのではという委員のご指摘でありますけれども、私どもといたしましては、特記仕様書の中に既存資料と記載し、今回の調査箇所や解析点を表示した位置図の中に既存資料として明記しておりまして、各業者には理解をいただいているものと考えております。

次に、2点目でございますけれども、入札見積一覧表において、指名業者選定の理由に現地の土質調査等資料を有する業者とあり、これは、三菱地所設計を指名するために意図的に入れたものではないのかというご指摘でございます。

今回の指名業者の選定に当たりましては、特殊な設計業務であり、用地造成が重要であることから、土木設計登録がある業者で、道内の運動公園等の設計実績があり、かつ、地質調査等、又は現地の地盤に精通している業者を指名したものであります。

なお、現地の土質調査等の資料につきましては、本市が保有しておりまして、他の業者にも提示を準備していたことから、他社との公平性や競争性は保たれているものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○助役

ただいま、土木部長から報告をいたしましたことに関連しまして、私からも一言発言させていただきたいと思っております。

今回のサッカー・ラグビー場の造成の実施設計業務の入札参加指名に当たりまして、指名業者の選定理由の中で、一部、誤解を招くような表現となっておりましたことにつきましては、北野委員のご指摘のとおりでございまして、今後、こういった誤解を招くようなことのないよう、担当部に対しましてもじゅうぶん指導をしてみたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長

続きまして、経済部。

○経済部次長

去る10月2日開催の当委員会におきまして、北野委員より、小樽管内の金融機関における不良債権に関するお尋ねがございまして、調査をして報告させていただきたい旨の答弁をいたしました。

その後、市内の五つの銀行、二つの信金に確認いたしましたところ、残念ながら、各行とも市内や後志管内の不良債権額については提示することはできないとの旨の回答がございました。

なお、その際、不良債権の状況につきまして聞取りをいたしましたところ、まず、平成13年3月末と14年3月末を比較した場合の市内の不良債権処理についてであります。増加しているとの回答が3行、横ばいが1行、減少しているというのが3行であり、増加の要因といたしましては、倒産の増加や正常債権が不良債権に移行していることなどが挙げられております。

次に、新規の不良債権処理についてであります。増加しているとするのが2行、若干増加しているとするのが1行、横ばいが1行、減少しているというのが3行であり、増加の要因といたしましては、企業の経営状況や財務内容の悪化などが挙げられておりました。

以上でございます。

○北野委員

○サッカー・ラグビー場造成実施設計業務委託契約について

まず、土木部の答弁にかかわって質問をいたします。

ただいま配布されました資料をちょっとごらんいただきたいと思うのですが、昨日配られました資料との関係で、まず指摘をしたいと思います。

昨日配られました入札見積一覧表の中に、業者選定理由として、道内運動公園等の設計実績があり、かつ、土木設計登録又は現地の土質調査等資料を有する業者となっています。この点が、私は現地の、望洋台のですよ、サッカー・ラグビー場の現地の土質調査等資料を有する業者というのは、三菱地所設計しかない。これは、明らかに、小樽市として、サッカー・ラグビー場にかかわる委託契約は三菱地所設計にやらせるということを宣言したに等しいというふうに私は思うのです。

それを前提にして質問しますが、今の土木部長の答弁では、私は納得しません。この資料の中には調査解析等位置図となっています。この中に、ボーリング1か所、地すべり解析線、これは黄色のマーカーですか、橙色のマーカーですが、ここですね。それと、電気探査区域で、水の流れを調べると、こういうことになっているのです。この成果品は、秘密会で提示されております。

そこで、伺いますが、この資料の三角印、黄緑の三角印のところは、既に小樽市がボーリングをやってその資料を持っている、この資料の中にある、いわゆる一般資料と言われるものです。そうしますと、三菱地所設計は成果品の中にボーリング1か所と、地すべり、水の流れを調べたものをちゃんと添付して出しているのです。

そこで、伺いますけれども、そうであれば、この公示された業務内容その他を書かれているものに照らせば、望洋台の現地の資料を持っていなくてもじゅうぶん仕事ができるということを意味しませんか。お答えください。

○（土木）建設課長

今回のこの資料は、今の水色のところの電気探査、それからボーリング、地すべりの解析と、このところは今回新しく出したところでありまして、今の位置図にかいたところですね。これは、前回というか、今までこういう形でやっておりませんので、あくまでも新規にこういうことをやっていただきたいということで今回の業務に上げたものであります。

○北野委員

聞いていることにお答えになっていません。私が聞いているのは、そういうことをやって落札した三菱地所設計からも成果品の中に、その結果が、調査の結果が、土質調査の結果がですよ、ちゃんと報告されているのですよ。そうであれば、現地の土質調査の資料を有するということは何も必要ないでしょう。これによればそういうことではないですかということを聞いているのですよ。

○土木部次長

この調査結果に当たりましては、委員のおっしゃるとおり、ここにこうしてございます既存資料があれば、一般的には、私どもの依頼している工事というのは調査ができるというふうに考えております。

○北野委員

そうであれば、なぜ公示された入札見積一覧表の業者選定の理由の中に現地の土質調査等資料を有する業者ということをやわざわざ書き込んだのですか、その理由を説明してください。

○土木部次長

この選定事由の中に、現地の土質調査等の資料を有する業者というふうにしたのは、この地域におきます土質の調査あるいは造成、そういったものを含めたこの地域の実情に詳しい、そういったノウハウを持っている業者、そういった意味合いで記載したものでございます。

○北野委員

正直に教えてください。これが基本なのだから、これによれば、望洋台の当該付近の土質調査の資料を持っていなくてもじゅうぶんできるのでしょうか。小樽市は、ボーリングとか土質調査の発注をしていないのならわかりますよ。ここは穴を掘れと。以下、三つの地質調査を指示して、落札した三菱地所設計に出しているのですから。だから、このとおりであれば、別に現地の資料などは必要なかったでしょうということを言っているのですよ。それについては、あなたは答えないのですよ。

それは、認めているわけですから、答えなくてもいいです。これによれば、何も現地の資料を持っていなくても、小樽市のその付近のボーリングをやった資料をいただければ、じゅうぶん仕事はできるのですから。だから、現地の土質調査等の資料を有する業者と書き込んだのは一体どういうわけですかと、その疑問は依然として残るのですよ。これによれば、何も現地の資料がなくてもできるのだから、それを理事者だって認めているでしょう。なのに、なぜ、わざわざ現地の資料を持っている業者ということを書かなければならなかったのですか。

わかるように説明してください。

○土木部次長

この表現につきましては、先ほど若干申し上げましたとおり、こういった表現でそのような誤解を招くということがございますけれども、そういったことは別としまして、先ほど私が申しましたとおり、ここの地域の現況あるいは地盤、そういったものに精通し、しかも実際にそこでいろいろとやっているノウハウ、こういったものは私どもが考えている調査項目から照らしてそういったものが必要であり、こういった意味で業者として指名するに値する、そんなふうに私どもとしては考えている次第です。

○北野委員

ようやく、本音のところちょっとにおわせた答弁なのです。要するに、そういう表現を入れなかったら、三菱地所設計が入札に参加できなかったからでしょう。

○土木部次長

私どもは、三菱地所設計を入れるためにこういうふうを考えているわけではなくて、繰返しになりますけれども、私どもが発注している業務内容は、この指名した6社によって完結できるといいますか、調査をしていただける、そんなふうに私どもは考えたということでございます。

○北野委員

やっていることに的確に答えてください。

このサッカー・ラグビー場の入札に当たって、あなた方はどういう資格、経験を持っている方に参加をしていたきたいということを基準として示しておりましたか。

○土木部次長

私どもが思っていたのは、こういったサッカー・ラグビー場というのは非常に特殊な施設でございますので、そういった意味から、土木設計に登録がありまして、しかも、道内の運動公園等の設計実績がある、そういった業者をこの選定に当たりまして考えていたところでございます。

○北野委員

今の答弁は、そのとおり正確に理解してよろしいですか。あなたの、次長のおっしゃることであれば、三菱地所設計は入札に参加できないのですよ、今の答弁だったら。違いますか。

○土木部次長

ですから、この選定理由の中で、先ほど申しましたとおり、現地の土質調査等の資料を有する業者、こういったことで誤解を招かれたということであれば、私どもが考えていたのは、今言いましたように、事例が非常に少ないことから、道内の運動公園等の設計実績があり、さらに、正確に申しますと地質調査の協力、又は現況地盤等に精通している業者、そういう表現が適切だったのかなというふうには考えております。

○北野委員

助役が誤解を招く表現だったということをお認めになっているのですけれども、ようやく、それを裏づける答弁になってきたのですよ。先ほど、土木部長が私への留保した質問の二つ目の答弁で、土木設計登録がある業者、これが一つ、道内運動公園等の設計実績がある、これが二つ目の基準、三つ目の基準は地質調査登録です。ここまでは、普通、どなたもこれは当然だなと思うのです。この三つの基準に照らしてみれば、三菱地所設計は入らないのです。小樽市の地質調査登録になっていないからです。

そこで、三菱地所設計を、あなたが先ほど来、る言われている理由で、近くで工事をやってノウハウを持っているのだから、同等の実力もあるだろう、ぜひ入れたいということで、現地の土質調査等資料を有する業者というのを入れたのではないですか。ここの土質調査等資料を有する業者という表現がなかったら、あなたが前段におっしゃった、土木部長が先ほど指摘した三つの基準では、地質調査登録に三菱地所設計は入っていないから入札に参加できなかったのでしょう。それを、あえて三菱地所設計を入札に参加させるために、現地の土質調査等資料を有する業者というのを入れて、実力が同じだ、同等の仕事ができるということで、三菱地所設計を入れて6社でやるということになったのがあなた方の本当のねらいではなかったのですか。

○土木部長

今お話がございましたことの指名業者の話でございますけれども、先ほど私の方から答弁させていただいたように、今お手元の資料の中で書いてある現地の土質調査等ということで、その辺で、表現の仕方については、私どもとしては、今考えてみますと表現がまずかったなということで、先ほど助役の方からも訂正させていただきました。

今言われるように、三菱地所設計のノウハウというのは今まで培ったものが相当あるものですから、設計実績、そして地質調査に同等くらいのノウハウを持っているということで、私どもは指名に参加させて競わせるというようなことを考えまして、今回指名したものでございます。

以上です。

○北野委員

結局、私の指摘が正しかったのでしょう。道内運動公園を手がけた業者、土木設計、地質調査という三つの通常の基準であれば、地質調査の登録に三菱地所が入っていないから参加できないということで、不適切な表現だということをやわやわわわかっていながら、そういう表現を業者選定の理由につけて、不適切な表現でつけてですよ、そして三菱地所に参加させたというのが本当でしょう。

だから、私は、入札の公正な在り方ではないということを言っているのですよ。

あなた方が通常やる、今度のサッカー・ラグビー場について言えば、道内の運動公園を手がけた業者、小樽市の土木設計登録業者、地質調査登録業者、これに絞れば、資料で出された入札参加業者のうち、三菱地所設計を除く5社だけなのです。この5社でじゅうぶんできたのです。それなのに、三菱地所設計を入れるために、あなた方がお認めになったように、わざわざ不適切な表現をしてまで三菱地所設計を入れたのでしょう。

だから、こういう不適切な、現地の土質調査等資料を有する業者とわざわざ言うたえば、他の業者は、それでなくても望洋台は三菱地所さんの庭だと、そこへ入っていくには遠慮があるのですよ、業界の常識では。そういうところに加えて、わざわざ現地の土質調査等資料を有する業者と書いてあるのです。天の声を発したのと同じことになるのではないですか。そういう悪影響が及んだということは考えなかったのですか。

○土木部長

先ほど来の繰返しになるかと思いますが、やはり、三菱地所設計はあそこの望洋パークタウンの造成を数十年やっけていまして、その設計に携わっているということで、あの地域における土質の特性というものをじゅうぶん知っておられるということは一つ大きなウエートがあったと我々は認識してございまして、そういった方々の知識を、地質調査の登録がないけれども、そういった方々のノウハウを反映させるようなことで指名したということで私どもは判断してございます。先ほど来、話していますように、そのほかの資料につきましては、5社の方にも提示してございますし、公平性というのは保たれているのかなと。

それから、今言われるように、あくまでも指名をして競争させる中のメンバーとして入れたということで、入札自体はその後のことでございますから、そこまでの議論とはまたちょっと違うような考え方で、私としては指名に入れることは、先ほどお話ししたように、やはりあそこのノウハウは非常に大事だということによって指名をしたということでございます。

○北野委員

だから、繰返しませんが、はっきりしたのは、不適切な表現を使ってまで三菱地所設計を入れたかったということだけははっきりしました。そういうことが、入札に参加した他の5社の方々にとってみれば、三菱地所の庭だと思われているところへもってきて、実際には天の声に等しい宣言が発せられたということだから、談合にもならなかったのでしょう。

だから、あなた方のやったことは、三菱地所にやらせるためのそういう業者選定理由を書いて、不適切だとわかっていても、わざわざ書いて三菱地所に参加させて、他の業者に遠慮を願ったというのが入札の経過ですよ。このやり方が果たして正しいのかということで、大いに疑問だと。

しかも、この三菱地所については、昨日、資料を渡しているにもかかわらず、土木部の管理課長は、我が党からの指摘を語ろうとしなかったのですよ。ちなりと、価格という点だけ言ってね。

当時、三菱地所がどういう疑惑を持たれたかということを変更して指摘をしてこの問題を終わりにしたいと思うのですが、一つは、総合運動公園構想で計画されていた野球場、陸上競技場、サッカー・ラグビー場などの用地は適さないということで、ジャンプ台をつくってこれで終わりにしたのです。その土地に、あるいはその周辺の隣接地に、今度はサッカー・ラグビー場をつくるということになったのですよ。ボーリングしたのかと聞いたら、購入してからボーリングをすると。逆さまなことまでやっているのですよ。普通は、不適だというふうにあなた方が判断して、運動公園構想をやめたのだから、そこにつくっていいかどうかということになれば、先にボーリングしてから、適切かどうかを調べてからやるのが本当でしょう。こういう二つ目の疑問もあったのです。

それから、三菱地所自体のときは、バブルがはじけて、開発見込みのない保有地を抱え込んで大変だと、価格が下がって。それで、同年に1,032億円の特別損失を計上したのです。そのときに、特別損失の対象地域にサッカー・ラグビー場の三菱地所が所有している土地は入っていなかったのですよ。小樽市が買い上げるということがもう内々で話がついていたからですよ。こういう疑惑があるのですよ。

それから、当時、ジャンプ台の用地は、民間のある業者が所有していた。ところが、経営が緩くなって、小樽市に市税を払っていなかったのですよ。拓銀は、競売にかけようとした。1平方メートル51円です。これは公表されています。ところが、これがうまくいなくて、その後、どういうわけだか、拓銀が51円で競売にかけようとしていた土地を、三菱地所が民間業者から高く買って、その中から小樽市に滞納していた税金を払わせたと。小樽市はこの三菱地所から51円の土地をですよ、3,500円の高い価格で買ってジャンプ台をつくったのですよ。こういう疑惑があったのですよ。それを我々が指摘したら、今度は、2,250円で買ったのだからジャンプ台よりも安く買ったのだと言って胸を張っているわけです。

我が党は、スポーツの施設をつくることは大いに結構だけれども、フェアな精神が求められるこういうスポーツの世界に、施設の段階でこういう土地疑惑、業者との癒着、私は去年の2定で指摘をしたけれども、これらの問題

については理事者はわからないと言って答弁をしなかったのですよ。こういう疑惑を持っている三菱地所に対して、今回、なぜ不適切な表現までして入札に参加をさせなければならないのか。疑惑に疑惑を重ねているということではないですか。

だから、助役が述べられたように、選定理由において誤解を招くような表現になっていたということでは済まないと思います、今後指導するという程度では。疑惑を、その前提に立ってさらに疑惑を重ねている。こういう入札の在り方については、あなた方は済んでしまったからもう問題はないということで開き直って、あくまでも、こういう点で三菱地所を入れるためのそういう策動については最後まで認めようとしなさい。甚だ不誠実だということをお願いして、今の問題にかかわる質問、別枠ですけれども、終わらせていただきます。

○中島委員

3点だけ質問いたします。

◎新赤岩保育所について

昨日の質問に関連して、新赤岩保育所の件について質問します。

昨日の段階で、当初予算に比べて1億円以上の不用額を出したと。購入する土地は多くなったのに、保育所建設にかかわる費用が減ったということはどういうことでしょうかという質問内容でした。説明で、最初にお聞きしたのは、当初購入予定の土地の面積、その後、追加分として購入した土地の面積、合わせて全体としてどれぐらいの面積になったのかということをまずお答えください。

○福祉部次長

新赤岩保育所の土地の件でございますけれども、当初購入予定の土地でございますが、2500.01平米、追加ですけれども、2332.65平米、合計4832.66平米となっております。

○中島委員

昨日の説明では、最初の購入予定地に計画した保育所設計では、敷地が狭いために費用がかさむ計画になった、こういうふうにおっしゃっていましたね。こういうふうに理解してよろしいですか。

○福祉部次長

確かに、そういう一面もあるというふうに思いますけれども、敷地が広がったことによりまして、結果として施設全体の見直しが可能となりまして費用が抑えられた、こういうことで考えております。

○中島委員

それでは、お聞きしますけれども、最初に購入する予定地の購入金額、追加分の土地購入金額、それぞれ幾らでしたか。

○福祉部次長

当初の購入予定の金額ですけれども、3,500万140円、それから、追加ですけれども、3,266万9,572円というふうになっております。

○中島委員

これは一続きの土地ですよ。一続きの土地の半分を先に購入して、後から残りも買ったと、こういう形になっているわけです。はるさんの隣ですね。持ち主も同一人物です。なぜ、最初から、全体の購入計画がなかったのか。売主が売らないと言ったのか、それとも財政上の問題か。なぜ、後から追加して買うと、こういうふうになったのですか。

○福祉部次長

私どもとしましては、当初、既存の赤岩保育所と同規模程度の敷地面積ということから考えて、約2,500平米程度あれば建設可能であろうというふうに判断をしておりました。その後、庁内関係者や、保育所の現場の職員など

いろいろな話し合いをしている過程の中で、例えば、除雪スペースの確保でありますとか、それから、父母等が通所して来て駐車をするスペースの確保だとか、それから、子どもの安全性を考えまして、道路とのり面をなるべく低くした方がいいと、そういうさまざまな理由によりまして、土地の確保が望ましい、こういうことで判断をしたところでございます。

○中島委員

それは最初からわかっていたことだと思うのです。最初に、この駐車場スペースや、除雪スペースや子どもの健全な保育のための必要な敷地面積として、後から検討された中身は議論にならなかったということですか。

○福祉部次長

予算要求段階では、あくまでも概算要求ということで、基本設計段階といいますか、そういう段階での予算要求でしたので、最後まで詰めての予算でございました。そういう意味もありまして、いろいろ現場と詰める中で、さまざまな問題点が出てきて、広い方がいい、そういう判断になったということです。

○中島委員

昨日、いろいろ詳しくお聞きしましたら、ぎりぎりの敷地のところにつくるために、フェンス、覆いをつくるだとか、あとは段差のあるところに土を入れて平たんにするためにかなりのお金の予定があったところが、面積を確保することによって建てる場所を移動させて建設費の中身が大分節約できた、こういうお話しでした。結果的には、3,200万円の土地を購入して、当初予定の1億円の不用額を出した。6,800万円ぐらい金を浮かすことができた、こういうことですね。

○福祉部次長

減額の理由といたしましては、確かに、委員がご指摘のとおり、広い土地になったことによって擁壁が不要になったり、天窓の設計変更等によりまして費用が減額された、こういうこともございます。例えば、初めは床暖房だったのですけれども、個別暖房にして、そういう施設の内容を再点検することによって費用が抑えられたと、こういうこともあろうかというふうに考えております。

○中島委員

そうですね。最初の概算要求から実施設計の段階になって詰められる部分はあると思いますが、やはり最初の土地購入段階では、予算計上ということで、今までどおりの2,500平米ぐらいの土地を基準にしてお考えになったと、そういうところから要求を出したのだと思います。ただ、損して得とれという言葉がありますけれども、目先の敷地購入に枠をかけることで、結果的にそのとおりつくったら、1億円程度、少なくともお金がかかったのではないかな。多少減ったとしても、これほどの不用額にならなかったというふうに思います。

財政が厳しいと言って、突き詰めた管理運営をしているという財政部長の立場から言って、こういう中身は、原課の協力あるいは専門分野の皆さんのご意見などがもっとあれば、このような形でなくて、最初から一定程度の土地を確保して適切な計画をするということはあり得なかったのでしょうか。そういうことも含めて検討する中身だったのではないのでしょうか。この点はいかがですか。

○福祉部次長

確かに、ご指摘のとおり、そういう問題点も整理しながら計画を立てるべきであった、そういうご指摘はあろうかと思います。ただ、私どもも、先ほども申し上げましたとおり、既存の保育所が、大体、銭函で敷地が2,000平米程度、それから奥沢でも2,000平米程度と、そういうことで考えておりましたので、見通しが甘いと言えば甘かったのかもしれませんが、結果的には皆さんのご意見をきいて素晴らしい保育所ができたというふうに思っております。

○中島委員

結果的には、私も、小樽市にとっても、子どもたちにとってもよい結果になったと思います。ただ、決められた

ことを黙って請け負ってやるだけ、こういうやり方をすれば、建築都市部がつくった設計にのっとって、この 2,500 平米の中での高い保育所をつくらざるを得なかったと思うのですよ。そういうときに、それぞれの立場で建設的な意見を交わして改善するということは、やはり大事だと思うのです。そういう形でこれが改善されたのかどうかというところは、大いに検討すべき余地があったのではないかと、また、今後の財政運営上の教訓にすべきところがあったのではないかと、こういうふうに思うのですが、この点についてはいかがですか。

○福祉部長

確かに、予算の計上の場合は、できるだけ正確に見込むということが大事であります。それから、今、次長からご説明申し上げたように、状況の変化というものもありますので、状況の変化に対応した予算の執行もまた大事であるというふうに考えておるところでございます。

いずれにしても、今回、このような経過については、教訓になるところがあれば、また次に生かしたいというふうに考えております。

○中島委員

◎インフルエンザ接種者のことについて

次に、保健所の問題で質問します。

昨日、保健所に、インフルエンザ接種者のことについて質問いたしましたが、その時点で、決算書にある数字と事務執行状況説明書にある数字との違いがはっきりいたしました。決算説明書の方は 139 ページ、各種予防接種費延べ 6,663 人とありまして、もう一方、13 年度の事務執行状況説明書 81 ページの方には、予防接種関係業務で接種実施状況としてそれぞれの予防接種の中身の人数が記載されております。その中にインフルエンザが 6,958 人というふうに書いてありまして、決算説明書の 6,663 人を超えている数字ですから、議員 1 年目の私ですが、比較してもすぐわかる数字の違いです。こういう中身がこのまま出されたことに対して、どういうふうになったことをご説明いただくことになるのでしょうか。

○（保健所）保健課長

委員がご指摘のとおり、各種予防注射費の延べ人数につきましては、委託と直営すべて計上すべきところだったと思います。今回、委託の一部のみ抽出する結果となりまして、訂正をさせていただきたく、正誤表を出させていただきました。

○中島委員

決算説明書の方は、委託分だけということですね。地方自治法の第 5 節の決算というところで、第 233 条第 5 項において決算のことが書いてあります。当該決算にかかわる会計年度における主要な施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類をあわせて提出しなければならない、こうありますけれども、保健所はこの業務報告に関する資料としてどういう資料を出していたのですか。

○（財政）財政課長

ただいまの主要な施策の成果を説明する書類については財政の方で取りまとめて提出させていただいておりますので、今回の決算説明書がその書類に該当します。

○中島委員

それでは、決算説明書の方には委託事業分が提出されたと。事務事業の事務執行状況説明書の方に提出された書類というのは、どういう形でだれがまとめたものですか。

○保健所次長

決算書の方のただいまご指摘のありました 139 ページのところで、各種予防接種費の事業費と、それから延べ人数につきましては、保健所の方で今言いました内容に基づきまして財政部の方へ提出をいたしました。それから、事務執行状況の報告書の事業内容と報告につきましては、保健所の方でまとめまして総務部の方に提出したという

ことでございます。

○中島委員

わかりませんね。どちらも保健所が提出しているのですよね。同じものを提出しないわけですか。提出する方が違うわけですか。

○保健所次長

実は、予防接種の数値をまとめる担当者は同じ人間なのですけれども、たまたま、この両方の書類を提出する時期に若干差があったということもありまして、事務執行状況の方は若干時期が遅かったために最終的なまとめをすることができたのですが、先行した部分は、先ほども言いましたように、保健所で直営して最終的にまとめる部分だとか、それから、市内の医療機関に委託するいろいろな各種予防接種の部分だとか、それから、昨年から始まりました高齢者のインフルエンザだとか、いろいろな条件が重なったということで、そういう部分の時期的な差があったときに取扱いの件数がちょっと違ってしまったということです。

○中島委員

同一人物がやっているのですね。同じ方が出している数字ですね。

○（保健所）総務課長

ただいまのご質問ですが、委員がご指摘のように、同一の職員が予防接種関係の統計をとっていることは事実でございます。先ほど保健課長から申し上げましたように、決算説明書の人数の取扱いにつきましては、委託関係の方の人数を計上し、事務執行状況説明の総務部の方に出したのは、直営も全部含めた件数で出しているという状況でした。

○中島委員

私が気づくぐらいですから、ちょっと見ればわかるのではないかと思います。最終的なそういった点検はなされないのですか。保健所の方はいかがですか。

○保健所長

最終的な点検というのは行っておりますけれども、どうしても金額的なもののチェックだけに終わってしまって、ここでの延べ人数、確かにそこに注目すればこれは少ないとわかったと思いますけれども、どうしても金額的なものを中心で見逃してしまったと。じゅうぶんに点検はしているつもりです。今後、こういった部分もじゅうぶん点検しなければならぬと反省しておりますけれども、そういったことで、今回はそういうミスが起きてしまったということです。

○中島委員

最終的に、この決算の説明書というのは、議会と監査の意見をあわせて市長が責任を持って北海道に報告する、こういう公式書類になるわけです。私たちは、すべての数字について詳細に理解しているわけではありません。専門家の皆さんが提出されたことを信じて審議して了解するわけですが、このような初歩的な数字の違い、これも点検し切れなかったという中身で、決算書全体の精度の問題としては極めて問題あると思いますけれども、責任あるところでの答えはいかがでしょうか。

○財政部長

確かに、このたび、ご指摘ありましたとおり、決算説明書の中に表示されている数字と、それから、事務執行状況に表示されている数字とで、数字が違っているわけでございます。その中で、再度、保健所の方で検討するというか、調べた結果、やはり説明書の数字に違いがあるということでの訂正がされたわけでございますので、その訂正させた資料によって知事なり公表なりということの対応に当たっていきたいと考えております。

○中島委員

今後とも正確な形でなされますよう、ご指導と全課のご協力を期待します。

◎決算に対する評価について

最後に、今回の決算に対する評価ということで、財政部長からお答えください。

○財政部長

定例会の本会議でも、市長から決算を提案させていただいたものの感想といいますか、そういうことでお問合せがありまして、答弁があったわけでございます。

確かに、13年度の決算というのは、内容をいろいろと検討してみますと、非常に何といいますか、交付税だとか市税の関係、特に市税では個人市民税と法人市民税の減収が本当に大きく、12年度決算に比較しても大きかったということがあります。そういう面で、我々が一般財源として使えます自主財源が非常に下回ってきたという結果になったということがありました。そういう中で、歳出の面についても、いろいろ節減を図りながら予算執行に当たったわけですが、内容的には、特に執行していく中で、ご指摘もありましたが、事情の変化によって除雪費だとか、いろいろと補助制度の変った段階での扶助費の関係だとか、そういうものの不用額も結構出することができました。結果的には、収支で5億1,000万というものを翌年度に使えるお金ということで、今年できたわけですが、この内容自体は、やはり、財政調整基金の取崩し、あるいは、減債基金を繰入れすることによってようやく収支が保たれたという内容がありますので、決して中身は本当によい状況の決算ではないというふうに思っております。

そういう中で、今後、こういう状況の決算を踏まえて、14年度の予算執行、あるいは15年度の予算編成に向けて、厳しい対応でやっていかねばならないというふうに思っている次第であります。

以上です。

○中島委員

監査役も同意見でしょうか。監査委員、。黒字決算ですね。いかがでしょうか。

○木野下監査委員

監査委員としては、評価に対して意見を述べる立場でないと思いますので、意見は控えさせていただきたいと思っています。

○中島委員

市長はいかがですか。

○市長

市の財政状況について、13年度の決算ですが、一つは、財政部長からも話がありましたように、市税収入、交付税の問題があります。市税収入でいきますと、平成3年度で85億円あったのですね、市民税、市税が。これが、13年度は59億円ですから、非常に落込みがひどいといいますか、どんどんどんどん。平成3年ですから、まだバブルの影響がありましたからまだよかったのでしょうか、その後ずっと減ってきております。そんなことで、減債基金も当時は相当持っていました。40億円から50億円あったのですね。これがどんどん減少してきてこういった状況になったわけですが、やはり、基本的には、減債基金を当てにしない財政運営といいますか、これが普通だろうと思います。一たんそういうものに手をつけますと、ずっとそれでやっていかなければならないということになります。それをしないと、歳入歳出の規模を縮小せざるを得ないということですから、前年度並みの予算を維持するためには、そういった措置をしてきたのだろうというふうに思います。

しかし、現在こういう状況になって、これから3か年は非常に厳しい状況になりますので、いろいろ事務事業の見直しを含めて全体的な見直しをしています、何とか一日も早くこういった状況が克服できるように、私も努力していきたいと思っています。

○中島委員

でも、実質収支は一般会計で5億1,100万円黒字です。この黒字という数字だけを見たら、余裕があるというこ

とではないですか。

○市長

実質収支だけを見れば、ずっと黒字です。問題はそれではなくて、実質単年度収支といいますか、これはずっと赤字ですから、そう意味では決して喜ぶべき数字ではないということです。

○中島委員

それでは、お伺いしますけれども、かつて平成12年2月15日に、ＪＲ小樽築港駅舎無償譲渡問題の住民監査請求に対する請求棄却の監査結果では、築港駅舎建設の公益性を認めて、財政的に余裕がないわけではない、こうおっしゃっていました。平成10年度の決算は、そのとき根拠になった平成10年度の決算ですよ、一般会計で実質収支3億6,100万円ほどの黒字ですが、前年度の繰越金など考慮した前年度収支と実質単年度収支では6年続きの赤字でした。それにもかかわらず、7億円を公益的の事業として、苦しくないと言って出したではありませんか。今、なぜ節約しなければならないのですか。同じように7億円ぐらい使えるはずではないですか。いかがですか。

○財政部長

過去の例をお出しになったわけですが、事業の選択なり、あるいは施行という関係については、その時々
の取捨選択がいろいろあるわけでありまして、やはり、皆さんのいろいろなご意見を聞きながらそういう事業執行
をしていかなければならないということがあるわけでありまして。

当時、そういうわけで、実質単年度収支については赤字になっていましたけれども、その財政的な背景と申しま
すと、やはり税の関係についても微増なり、若干の増を見ていけたという時代でありましたし、また、予算の対応
に対する減債基金の積立てについても、その折というのはある程度賄っていけるような状況にもありましたので、
そういうようなこともできたということを考えていたわけでございます。

○中島委員

私は、平成10年度の決算のお話をしましたが、翌年、平成11年度の決算についてはこう言っていますよ。
このときも黒字になっているのです。5億9,100万円と。一般会計の実質収支で9億5,200万円ほどの繰越金を考
慮した上で黒字を出しているのです。この大きな理由は、地方交付税の増など、外的要因が多くて一時的な状況で
あると。今、市長がおっしゃったように、平成3年から市税は下がりっぱなし、減債基金は四、五十億円あったも
のが七、八億円とどんどん減ってきている過程で、この過程で起きた中身について、ここだけどうしてよくなるの
ですか。

○市長

たしかこの年だけ特別交付税がいつもの年より多かったということで、ここだけすべて黒字ということで、例外
的なことだろうと思います。加えて言いますと、昨日の日経新聞をごらんになったかと思いますが、私も見
てびっくりしましたが、全道31市の中で行政サービスの上位4番目に小樽が入っていると。しかし、財政悪化は一
番下のランクになっていまして、今までそれほど無理したとは言いませんけれども、やはり、市民のために福祉サ
ービスなりいろいろな面で努力してきた結果、こういった財政状況にあるのも事実なのではないかなというふうに
思っておりまして、今後の財政運営はなおさら厳しいなという感じを持っています。

○委員長

中島委員、そろそろまとめてください。

○中島委員

終わりますが、市民の方にサービスをして来たとおっしゃいますけれども、ＪＲのために7億円出して無償譲渡
した。市税76億円を費やしたマイカルの行方も甚だ不安定と。こういう状況について、まず第一に取り組むべきで
はないですか。私たちは、この決算状況で問題はないとして出してきた7億円、これに対して根拠を持って、2億
円程度のふれあいパスを削ることはないでしょう、今後も市立病院近くの南小樽駅については独自にエスカレータ

の一つや二つはつけてもいいだろうと、この決算にかかわらず、大いに頑張って市民サービスを充実させてほしいということを訴えまして、終わらせていただきます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○前田委員

◎建設リサイクル法について

環境部になりますか。建設リサイクル法に関連して、少しお伺いをしていきます。

本年の5月30日からですか、建設リサイクル法が施行されました。施行されるに至った経緯等につきまして、まずちょっとお伺いいたします。

○（環境）廃棄物対策課長

建設リサイクル法が施行された経緯についてであります。全国的に産業廃棄物の処分場がひっ迫している状況があること、それから、リサイクルの推進ということで、建設廃棄物のうち約6割ぐらいを占める建設廃材をリサイクルするという目的でこのような法律が制定されました。

○前田委員

今の答弁の中にもあったのかなとも思いますが、この法律が施行された後に、不法投棄が増えるのではないかなというような予測もされておったのですが、本市の場合、小樽市の場合、現状はどのような状況にあるのか、お聞かせください。

○（環境）管理課長

ただいまの不法投棄の関係でございますけれども、委員がおっしゃられたように、今年の5月30日から建設リサイクル法が施行になるということで、私どもも、瓦れき類等の多量の投棄といいますか、その辺は懸念していたところでございますが、今現在、そういう状況はございません。ただ、昨年、家電リサイクル法の関係もございまして、小口の多発といいますか、そういう不法投棄の状況はございます。

○前田委員

施行後、建設業者さんらのこれに対する認識、動機ですか、これはどうなっているのか。啓蒙というのか、何かそういうことが行われたのか。また、実際に現場の状況というのは現状でどのようになっているのか。法に照らし合わせてどうなっているのか、その辺をお聞かせください。

○（建都）建築指導課長

ただいまのご質問でございますけれども、業者認識といいますか、実態といたしましては、既に5月30日施行以来、届出の件数につきましては一般からは25件ほど出てきておりまして、数か月たった中では、そういった法の施行の内容等については結構周知されているものというふうに考えております。

○前田委員

細かいことになるのかもしれませんが、実際に建設というか、家屋などを解体した場合、見るところ、パワーショベルで大体解体しているようですけれども、この後、仕分けというか、直接、最終処分場に持っていけるものなのか、前処理というか、そういうことも何かされているのですか。

○（建都）建築指導課長

私ども指導課で窓口を担当しておりますけれども、届出の内容からいきますと、一般住宅から申し上げますと、木造に関しましては機械でもって解体できるものについては機械、それから、手解体、手でもってやらなければならないところは人間の人力解体といった形で仕分けして、その現場内において木材、それからコンクリート殻、またアスファルト殻、鉄類、そういったものを現場でもってまず分別して、おのおの中間処理場だとか木くず処理場

だとかに運搬している状況でございます。

○前田委員

それらの施設といいますか、小樽市内にそういうものがあるのですか。

○（環境）廃棄物対策課長

処理施設についてであります。現在、小樽市においては瓦れきの処理施設については5社、5か所でございます。それから木くず処理施設については、全部で7社、7か所でございます。

○前田委員

そこで処理されたものが最終処分場の方へ持ち込まれるということでもいいのですか。

○（環境）廃棄物対策課長

建設リサイクル法でリサイクルを義務づけられた木くず、瓦れき類、コンクリート、アスファルトについては、再資源化施設に搬入するような法律であります。それ以外の例えば住宅の解体ですと、ガラスくず等、ほかにも建設廃材が出ますので、そういうものについては産業廃棄物の処分場に入れることは可能となっております。

○前田委員

主に、一般の住宅などを解体した場合に、やはり分類されるのでしょうか、先ほどのお話を聞くとね。そうすると、前処理されてリサイクルへ行くものと、そこに残ったものが最終処分場に行くということで理解してよろしいのですか。

○（環境）廃棄物対策課長

そのとおりでございます。

○前田委員

それで、建都の方かなと思いますけれども、このリサイクル法の関係で、恐らく工事の内容というか、ボリュームの関係だと思うのですが、事前に工事の届出が必要な工事もあるとお聞きしているのです。これは、どのような工事が該当するのか、面積とかボリュームとかあるのでしょうか、ちょっと。

○（建都）建築指導課長

いわゆる対象建設工事ということでございまして、まず、種類からいきますと、建築物の解体、これについては床面積の合計が80平米以上が対象になると思います。それから、建築物の新築、増築、これにつきましては床面積の合計が500平米以上が対象と。それから、建築物の修繕、模様替え、いわゆるリフォーム等でございますけれども、これは、今度は面積ではございません。請負代金の額で定められておりまして、1億円以上と。それからもう一つには、建築物以外のものの解体、いわゆる土木工事等につきましては、これも請負代金の額が500万円を超えるもの、こういったものが対象となっております。

○前田委員

今お聞きしますと、1億円の話は別としましても、面積の80平米と、これは解体関係ですが、大体、一般の家屋であればほとんど該当するのかなと。この80平米であれば、30坪以下ですね。これで届出の工事というのは何件もあったのでしょうか。届出はどうかのでしょうか。

○（建都）建築指導課長

先ほども冒頭に申し上げましたが、一般の工事におきましては今25件ほどになってございまして、いわゆる建築物の解体に係るものについては12件の届出がございます。

○前田委員

何かこう、有名とか、名があるようなそういった物件で、今後壊されるような届出などはあるのですか。

○（建都）建築指導課長

名のある建物というと。

○前田委員

そういうものがあれば、これ、関心のある。

○（建都）建築指導課長

今のところは、そういったものについては、まだ来ておりません。私が今言っておりますのは9月末までの実績を申し上げているところでございます。

○前田委員

事前に届け出るといふふうに聞いておりましたから、今のことをちょっと聞いたのです。結果ではなくて、この先のことが何か出ているのかなと聞いたのです。そうしたら、とりあえずないということですね。

○（環境）廃棄物対策課長

恐らく、建設リサイクル法が施行された5月30日以前に契約された件についてかと思うのですが、6月から9月までの現状をお話ししたいと思います。事前に契約したものの件数は93件程度でございます。

○前田委員

今日、現場に行ってちらっと見てきました。そのことを含めてお聞きします。

寅吉沢の最終処分場、現場を見てからと思って、昨日、この質問をすれば現場は見ていなかったのですが、昨日5時過ぎていたので今日ということで、今日、朝、行って現場を見てきました。このことについて、ちょっと関連してお聞きします。

まず、この委員会は決算ということで、最終処分場関係の収支というのはどうなっておるのですか。

○（環境）管理課長

産業廃棄物の処分事業会計の決算の関係でございますけれども、一応、収益的収支の部分で申し上げますと、営業収益の関係で言いますと、量的なものが、大体、当初予算で見込んだ部分で増えてございまして、その増の部分、それから、営業外収益の部分では、アルミくずの売払い等もございまして、その分も増加しております。

これに対する支出の関係でございますが、一応、当初、予定はしていなかったのですが、委託工事という中で、ごみ飛散防止ネットの工事の関係等も実施してございます。ただ今、維持管理費全体におきまして、ある程度経費の節減ということも努めてきてございますので、収益的支出総体の中では、一応、1,400万円ほどの不用額が生じてございます。

収支合わせますと、当期の純利益、これは1億5,359万8,000円ということになってございます。

○前田委員

それで、寅吉沢の処分場、これは、リサイクル法の施行後の使われ方は、現状はどのようになっているのか。搬入量だとか、この辺を含めてお聞かせください。

○（環境）五十嵐主幹

建設廃材の法施行以前と法施行以後の搬入量の状況ということだと思いますけれども、現在のところ、昨年度と比較いたしまして減少という状況は特にございません。若干減っているというぐらいです。といいますのは、法施行の5月30日以降なのですが、それ以前に解体工事等の契約をしているものについては、まだ届出は、リサイクル不要といいますか、そういう状況にございまして、もう少し時間を見ないとその状況はわからないのかなと思います。

○前田委員

現場の処分場の入口のところに木くず、建設土砂、その他と書いてあります。木くずと建設土砂関係は何となく想像はつきますけれど、その他というのはどういうものを示しているのですか。

○（環境）五十嵐主幹

産業処分場で受入れしている産業廃棄物の種類ということだと思いますけれども、産業廃棄物ではございません

が、廃棄する土砂、それから廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等でございます。

○前田委員

当然、この最終処分場に持ち込んではいけないものがあるかと思います。持ち込んでいいものがただいま言われたものだと思いますけれども、持ち込んで悪いものというのはどういうものなのですか。

○（環境）五十嵐主幹

持ち込んでいけないものは、ここは産業廃棄物最終処分場でございますので、いわゆる一般廃棄物、それから、例えば注射針、メス、試験管の医療系廃棄物、それから、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の家電製品、廃タイヤなど処理が困難なものということでございます。

○前田委員

それで、見てきた感想は、申しわけないというか、確かに大きな素材は余り見られなかったのかなと思いますけれども、余り以前と変わっていないように見てきたのです。この辺はいかがですか。

○（環境）五十嵐主幹

先ほども私は言いましたが、建設リサイクル法によって、いわゆるリサイクルを義務づけられましたけれども、5月30日以前に契約しているものについては、床面積80平米以上であっても、従来どおりの投げ方といいますか、ミンチ解体といいますか、そういうのが法律的に猶予されているものですから、そういう意味で現状は前と変わらない部分もあるのかなと思っております。

○前田委員

その切れるのがこの9月末だったのですか。

○（環境）五十嵐主幹

法律の施行にあって、国の方からも、何月と、9月30日までとか、期限はつけられてないのが現状でございます。おおよそ年内なのかなというふうな感覚ではおります。

○前田委員

それでは、すごく穴だらけというか、ざる法というか、建設リサイクル法というのは名前だけになってしまうのではないですか。そういう何か、いつまでと決めていないで、このままずっといつってしまうのであれば、何か、いいのですか。

○（環境）廃棄物対策課長

契約していればいつまでも入ってくるということの関係ですけれども、私どもの方も、実際に契約書を提出してくださいとか、いろいろなことで考えたのですが、法では、契約書の提出等を義務づけておらないのです。そういう中で、法に上乗せした規定というのは市でもできないという状況の中で、今のような状況になっております。

しかし、現在、処分場に入る際に、搬入予定表というものに従前から記載していただいているのですけれども、その中に、建設リサイクル法に該当する工事なのかどうか、届出の有無、それから面積等を記載させて、処分場の受付段階でできる限りの判断はさせていただいているところでございます。

○前田委員

何かちょっと納得いかないのです。施行されたというから、どの程度厳格に守られて現場がどうなっているのかなと思って今日見て来たのですけれども、何ら変わらないなと思って帰ってきました。今、説明を聞きますと、何か、いつまでも続くようなことになっているようなので、これではいかがなものかなと、私は、今、聞いていて思いました。

だけど、何か、9月の末ではなかったかなというか、それまでに契約されたものについては免除される、以降のものについてはと言うけれども、今言うように、確認するすべももしかないとするならば、いつまでも、いやいや、

何年も前に契約してあったのだということで、幾らでもどんどんどんどん、従前どおりの捨て方というか、廃棄のされ方になっていくということになりますね。いかがですか。

○環境部長

前田委員のおっしゃるとおり、そのとおりです。我々も、この法が施行されて、5月以前のものについては一定期間は猶予するような法の今現在の仕組みです。それでは、いつまでの契約がいいのかということは、例えば、道を通じたりして国に確認しました。ところが、それはいつまでということは明示されていないのです。ですから、道なりが言うのは、大体の常識的にというお話だったので、常識的というのはいつごろになるのかな、2年でも3年でもいいのかな、こういう判断になります。

ただ、我々環境部、市としては、一つは、5月以前の契約をしても、いろいろな事情があってすぐ解体できないということもあるだろうから、おおむね年内くらいまでが一つの目安なのかなというふうに考えております。ですから、実際に産廃処分場の効果ということが出てくるのは、来年以降ぐらいに少しずつ出てくるのではないかな、こういうふうに判断しております。

○前田委員

わかりました。

それで、参考までにお伺いしたいのですけれども、今は、そういったことで、旧来というか従前の方法で行われているということで、解体費用なども上乘せになっている部分は少ないのかなというふうに思います。それで、これが厳密に施行されて、現場で行われて徹底されていくということになった場合に、今言われる80平米以上ということですが、大体100平米前後というのが普通一般の家屋かなと。一般庶民というか、我々の持っている家の面積というのはそんなものですけれども、これが解体撤去されていく場合に、今というなら今でもいいのですけれども、建設リサイクル法に照らし合わせて廃棄される場合で、費用の関係というのは相当に違ってくるのですか。これは参考までにお聞きしたいのです。

○（建都）建築指導課長

実際に、民間の方につきましては、見積りを徴集しなければわかりませんが、公共事業、例えば鉄筋コンクリート造の解体、それを従来どおりミンチ解体したものと、それから分別解体したものは、おおよそで申しわけございませんけれども、ミンチ解体の費用に比べて約2.5倍ほどはかかるのではないかなというふうに把握されております。

○前田委員

2.5倍ということですから、恐らく民間ではあの手この手でもって、なかなか12月といいますけれども、しばらくは行われていくのではないかなという気もいたします。

それで、決算ということで、ちょっと決算のことも聞かなければならないのですけれども、これは、廃棄物処理場の関係です。それで、監査の審査意見書の150ページに未収金というのも出ていて、発生している状況になっているのですが、これはどういうことなのか、内容を具体的にお聞かせください。

○（環境）管理課長

ここの未収金の関係でございますけれども、産廃の処理の処分手数料の関係でございます。実際に、年度のくくり等の関係の中から未収が起きている部分での数字でございます。ここに書いてありますとおり、件数的には58件で2,593万2,000円という数値になってございます。

○前田委員

ということは、3月31日の末で締めて、締めたところの件数が58件で、2,500何がしかの金が入金になっていないと、ただそういうことだけなのか、ちょっと累積してきているものがあるのかどうなのか、この辺はどうなのですか。末締め20日払いなし、月末の支払いの、4月の20日ないし末でもって、全額、二千五百何十万が入金に

なるととっていいのかどうかコメントを。

○（環境）管理課長

ただいま委員がおっしゃられたように、翌月といいますか、4月の時点でほとんど入ってきている状況のものでございます。

○前田委員

滞りというか滞納ということはないということでよろしいですね。

○（環境）管理課長

若干といいますか、過年度分のもので未収になっているというものもでございます。

○前田委員

それでは、最後になりますけれども、今までお聞きしたことを含めて、来年のことになるかと思えますけれども、14年度決算、これらに与える影響というのは、このリサイクル法にはめた場合、今後出てくるものですか。それをお聞きして、終わります。

○（環境）管理課長

ただいまの14年度予算、これが決算ということでのお話でございますけれども、一応、建設リサイクル法を受けての瓦れき類の減というのは、今回、14年度予算の中で、通常であれば4万トンという見込みをしているものでございますけれども、それを、今年度においては大体1万3,000トン減という見込みを立ててございます。そういうことを受けまして、ある程度、収入の関係については落ちるのかなと考えてございまして、それに見合った支出につきまして、経費の節減に努めながら健全な経営に努めていきたい、このように考えておりまして、数字的にはできるだけ健全な体制でいきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたし、市民クラブに移します。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

経済部。

○経済部次長

去る10月2日開催の当委員会におきまして、大畠委員より、観光物産プラザの清掃業務委託の3番庫における履行状況に関しましてお尋ねがあり、調査をさせていただきたいという旨の答弁をさせていただきました。その後、鋭意調査をいたしてございますが、委託会社との事実関係の確認等につきまして、詳細部について、更に必要なことから、なお日数を要するという状況になってございまして、今しばらくお時間をおかりしたいと思いますので、ご了承をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○大畠委員

◎観光物産プラザの清掃業務委託について

今、報告がございました件についてお聞きしますが、今しばらく時間をかしてくれと。何を基にして調べるのか、まず、その点について説明してください。

○経済部次長

昨日までに調査いたしました中で、委員会でご指摘がありましたように、その契約書分の履行がなされていないという部分があるということは私どもも事実を確認してございます。ただ、現実問題、その範囲がどの程度までの範囲なのかという部分につきまして確認をいたしたいと思ひまして、私どもとしましては、契約書の中にごございます日報といったものの報告書をとっていなかったという部分もございまして、今、私どもは許可申請を出してござい

ますので、使用許可を出してございますので、そういった書類の下に相手側との確認作業をしたいというふうには考えてございます。

○大島委員

そのことは、また後ほどお尋ねします。

運河プラザ、今日また、新しい資料だということで出てきました。間違いのないだろうと、半信半疑ですけども、そんな思いです。

先ほども申しましたように、この委員会に配った中で、前回ですよ、2日の日の資料が、委員会に配られたこの資料の中ですら違いが出てきたわけです。今日、私が一番初めにここに来て確認したことが、後ろを向いて、ちょっと合わせてくれということで、後ろの方とこのマーカーをされている部分をいろいろ合わせました。そうしなければ、私の持っている資料で質問をしても、何だおれのと違うのではないかと、前ははそうのように思われて質問を聞いた方がいるかもしれません。これほど、あなた方から出ている資料については、冒頭にも申しましてけれども、信用できないのです。この点については、また聞かせてください。

この運河プラザについての清掃業務、3番庫の問題がございました。私は3番庫だけかな、ほかは大丈夫なのだろうか、このように心配をしております。2日、3日と、観光協会常務理事の大井勝治へさん、市役所のOBでございしますが、2日、2度お話を聞きました。そうした中で、これは、昨日は担当の課長さんも同行しておりますから、一部始終、話は聞いております。3番庫については鍵がかかっているということで、できない部分もある、あるいはまた、展示をされている方から、しないでくれと言われたこともあると、そのように説明をされておりました。このかぎの保管はどのようにされているのか、そしてまた、委託業者との関係、かぎがついての関係、どのようになっているのか、お聞かせください。

○経済部次長

ただいまのご質問にございました3番庫のかぎの問題でございしますが、私どもで承知しているのは、観光協会さんをお持ちでございまして、必要の都度、清掃の委託業者の方が借用するといった形になっているというふうに聞いてございます。

○大島委員

かぎがあるのは3番庫だけですか。委託業者との関係の、清掃業務の中で、かぎがあるのは3番庫だけですか。

○（経済）商業労政課長

そういう意味で、私は今ははっきりと私わかりませんが、扉を閉じておいて置く場所というのは3番庫ではないのかなというふうに思っております。

○大島委員

はっきりわかりませんが、その答弁ですが、管理者はどこですか。

○（経済）商業労政課長

私ども商業労政課でございします。今申ししたのは、3番庫に清掃の委託の管理に限って今出ているわけですが、恐らく、清掃のためにそのかぎを使わなければならないのは3番庫の範囲であろうかなというふうに思っております。

○大島委員

運河プラザの清掃業務の時間帯は、どのようになっていますか。

○（経済）商業労政課長

朝の8時半から午後4時までというふうになっています。

○大島委員

ずっといただいているのですけれども、清掃業務の仕様書、この基本方針というのがございますが、3番には何

て書いてあるのですか。ちょっと読んでください。

○（経済）商業労政課長

基本方針の（３）借用したかぎは慎重に取り扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限って使用する。
以上でございます。

○大島委員

（５）番ではどのように書いてありますか。

○（経済）商業労政課長

作業順序、方法については、あらかじめ係員と打合せをするということでございます。

○大島委員

この係員と打合せという係員はどなたですか。

○（経済）商業労政課長

これは、市と受託業者の関係でありますので、係員というのは私ども商業労政課の係員だというふうに解釈しております。

○大島委員

打合せはしているのですか。

○（経済）商業労政課長

正直に申し上げまして、実態といたしまして打合せはされておられません。

○大島委員

私も、ここの本庁舎は、どこと契約しているのかわかりません。ここの清掃については、私は非常に感心しております。私たちの控室も、かぎがかかっております。しかし、朝早く来てみると、かぎをあけて清掃をしております。終わった後は、閉めて、かぎをかけて帰っております。これは、担当は総務か、どこになるかわかりませんが、きちっと打合せをしているからこうなっているのではないですか。

２日の答弁では、かぎがかかっているので作業ができない。運河プラザですよ。これは、まさしく、管理者としての、業務を委託している管理者としての責任、そしてまた、その業務を管理する管理者としての責任を全く果たしていないのではないですか。この点について、どうお考えですか。

これは、今に始まったことではないでしょう。そうすると、ここの資料の中で、提出されております清掃作業基準一覧表、共用区域、括弧して共用区域とあります。こういうのがやられているか、やられていないか、だれが判断をするのですか。私は、観光協会に管理を委託しておりますので、観光協会の常務理事ですか、常務理事、事務局局長と呼んでくれと言っておりましたが、事務局長さんに聞きましたら、我々も全く知らないのだと。我々の業務ではありません、私たちはその管理は請け負っておりません、そのように言っている。課長さん、お聞きになったでしょう、そのことは。聞いていませんか。あなたが同席しているところで言っているのですよ。しかも、ここの清掃委託業者と結んでいるこの内容さえ私たちは知りません、そのように言っておりましたね。

○（経済）商業労政課長

私どもの方で、観光協会の方には、その契約書等の写しと仕様書をお見せしてはおりません。ですから、観光協会がそのことについては明確に知っていないということは事実でございます。

それで、私どもも、一部に観光協会の方で、その清掃についても、日常的な、今ここが汚れているからすぐ掃いてくれとか、ふいてくれとか、そういったことぐらいは基本的に行っているのだという思い込みもありました。そういった面では半々的にあったのですけれども、そういう面があったにしても、はっきりした意味での清掃、委託清掃についての監督、最終的なチェック、こういうものまでも全部委託しているというふうには思っておりませんでした、観光協会の方では。しかも、こういった契約書も見せておりませんので、観光協会の方では承知して

いないということはそのとおりだと思います。

○大島委員

観光協会とはそれまで契約をしていないと今おっしゃいましたけれども、それでは、観光協会とはどのような契約をしていたのですか。

○（経済）商業労政課長

契約をしていないという意味ではございませんで、観光協会には管理委託の契約をしております。それと別に、この清掃委託の業務、このことについては、観光協会の方には別段お見せもしておりませんし、これについて願いますということを言ったことはございませんし、そういう意味でございます。

○大島委員

先ほど、思い込みという言葉を使いました。その思い込みという意味はどういう意味ですか。

○（経済）商業労政課長

正直な気持ちで申しますと、日常的な、たまたま午後に雨が降ったりとかいうときに、人が歩いたときに汚れている、これについては協会の方が実際に清掃業務を受けている業者の方に言って、清掃してもらったりとか、そういうことがあるというふうに聞いておりますので、そういった面では、多少意識として協会の方も清掃業務について協力をいただけると、いただいていると、そういう認識があったのかなど。私どももそのように少し甘えている部分があったのかなというふうに思っていたということの意味でございます。

○大島委員

先ほどの基準一覧表、「適」という欄がございます。「適」というふうに書いてあります。これは、「適」というのはどういう意味ですか。

○（経済）商業労政課長

これは、定期的にということではなくて、この必要が生じた都度という意味だというふうに理解しております。

○大島委員

そうしますと、前段で、協会側、観光協会側のここが汚れているから掃除してくれとか、そういうことを一々業者の方に言わなければならないのか。これは、まさしく業者の判断でやるべきことではないですか。違いますか。

それから、こういうことも言っていたのではないですか。これなら、内容が事前に知らされていれば対応の仕方があったのだと、そのように事務局長さん、事務局の大井さんが言っておりましたけれども、この点については課長も同行してお聞きになったと思いますが、間違いございませんか。

○（経済）商業労政課長

同行した際に、そのような言葉を言ってまして、これを見せていただければ、またそれなりにそういった対応もあったかなというようなことは言っておられました。

○大島委員

部長、次長、担当の課長さん、それぞれ今の経済部に在職何年ですか。

○経済部長

2年と5か月です。

○経済部次長

私は、2年6か月でございます。

○（経済）商業労政課長

観光課、商工中小企業センター、それから今の商業労政課含めると、4年と6か月です。

○大島委員

運河プラザの関係については2年ですか、小鷹課長さんは。

○（経済）商業労政課長

6か月でございます。

○大島委員

この仕様書にございます基本方針の（10）を読んで聞かせてください。

○（経済）商業労政課長

受託者は、清掃業務状況について報告書を毎日（毎回）作成のうえ、委託者に提出し、必要な指示を受けるものとする。

○大島委員

部長が2年5か月、次長が2年6か月、担当課長は2年6か月、これらの書類を。あっ、2年6か月でいいですか。

○（経済）商業労政課長

6か月です。

○大島委員

6か月と。済みません。

これらの書類を、それでは、部長、次長、目にしたことはございますか。

○経済部長

見たことはございません。

○経済部次長

私も、見たことはございません。

○（経済）商業労政課長

見たことはございません。

○大島委員

契約は、この仕様書に基づいて契約をしているのではないですか。毎日というのは、日報でしょう。毎回というのは、あれではないですか、月に一回やるのか、床の油ふき、そういうものを指しているのかなと思いますけれども、見たことがないというのは一体どういうことなのですか。ねえ。ひどい話ではないですか、皆さん。理事者の皆さん、聞いてくださいよ。これが、経済部が今、今ですよ、行っている業者と清掃業務を委託している実態なのですよ。契約者は市長ですよ。

市長、今のずさんというよりも、あきれるばかりの管理者としての責任、あなた任せ、業者任せ、これについて、市長、どのように今思っているのか、感想をお聞かせください。そしてまた、この点について、今後どうするつもりなのか。私はすべての業務について見直しをすべきだと。適正に行われているのかどうなのか、仕様書に基づいて書類は提出されているのかどうなのか、これらについても洗い直しをすべきだと私は思っておりますが、市長のご見解をお聞かせください。

○市長

先般も公宅の問題でお話がありましたので、月曜日の部長会議におきまして、各所管のそういった規則関係は全部見直しをしろという指示をしました。それから、この清掃の業務委託仕様書ですけれども、こういった問題については、やはり、年度当初に契約するわけですから、きちっと業者と役所と、お互いに内容を確認し合う、そういうことが必要だと思います。ですから、そういう部分で欠けていたと思いますので、これは役所も悪いし、業者の方も悪いと思いますので、両方に落ち度があるだろうと思いますので、今後厳正に対処していきたいと思います。

○大島委員

私は、今、13年度の決算について話をしておりますけれども、もう既に14年度も何か月ですか、半年過ぎました。これは早急に是正をしてもらわなければ、14年度の決算にももう既に影響が出ております。たまたま平成14年度の7月18日から23日まで、私の知り合いが、一関から、ふるさとで展覧会をしたいということで、3番庫のギャラリーを借りた。その方の反省会で出た言葉なのです。清掃の問題、ひどい。朝、出てきて一番先にやるのがふき掃除だよと、そのようなことが指摘されておりました。これは、やはりすべて管理をする管理者の責任、これは今、市長は両方だと言っておりますけれども、業者ももちろんながら、あなた方の責任も重大な責任があると思いますよ。これではまるっきり、フィッシュミールと同じではないですか。そういう部分、共通する部分があるのではないですか。部長、どうですか。

○経済部長

ご指摘があったことにつきましては、そのとおりでございまして、謙虚に受け止めさせていただきたいと思えます。

このたびのこの問題につきましては、ご指摘がありましたように、報告書というものを提出させていれば未然に防げたというふうに思います。私は、経済部長として、本来この検査に当たる職員というものを定めまして、契約の履行を確認させるということをするべきだったのですが、実際にはそれを怠ったと。その結果として、本来、当然にして行われるはずの報告書の提出、あるいは、それに基づく研修、適切な指示、こういう方途をすることなく今日まで経過をしてきたと。こういう事態を招いたということにつきましては、私は、この業務を総括する立場として非常に不注意でありましたし、配慮も欠けていたということで、責任を痛感いたしている次第であります。

○大島委員

保健所にお尋ねします。

今日、資料要求をして、観光プラザの喫茶コーナーの資料を提出していただきました。これは、いつオープンしたのか、まず、その点についてお聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

運河プラザの件でございしますが、食品衛生法による許可を取得しているわけでございまして、飲食店営業と乳類販売業の許可を取っています。飲食店営業につきましては、平成3年4月15日付けで許可しておりまして、乳類販売業につきましては、平成6年4月22日許可ということになっております。

○大島委員

そうしますと、これは食品衛生法に基づいた許可だと思いますが、そしてまた、乳類販売とございしますが、この乳類販売というのはどのようなことですか。

○（保健所）生活衛生課長

乳類の販売業というのは、牛乳類のほかに乳製品というのが含まれております。

○大島委員

ソフトクリームは販売されているのですか。営業許可にあるのですか。営業品目の中に。

○（保健所）生活衛生課長

ソフトクリームについては、書類申請の中では入ってきておりません。

○大島委員

この平米数は、営業平面図というのですか、これは4.19掛ける 10.73というのがありますけれども、これは計算しますと 44.95平米、これは間違いないでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

現地に行って調査した申請の結果ということでこちらの方は考えております。

○大島委員

経済部にお尋ねします。

このコーナーは、どのような扱いになっていますか。清掃はどのようにになっていますか。

○（経済）商業労政課長

店頭につきましては、日常的に適宜行う、1回以上清掃を行う、毎日行うというエリアに入っております。

○大島委員

保健所にお尋ねします。

今、経済部から説明がありましたように、掃除は営業許可を受けてない第三者です。これの方が、この厨房といえますか、それらに入ることをどのように判断しますか。

○（保健所）生活衛生課長

清掃に当たっては、施設の衛生という面から見まして、営業者は、そのような厨房とかにつきましては、従事者という者がいるのですけれども、従事者については衛生的な外衣、履物を使用させるということになっております。ですから、外部と言ったらおかしいのですが、そちらの方が清掃されるのであれば、それなりの衛生的な白衣だとか、服、靴を取りかえて清掃する必要があると思います。

○大島委員

経済部にお尋ねします。

今、日常の清掃をさせているということですが、どのような姿でやっておりますか。見たことはありますか。

○（経済）商業労政課長

申しわけございません。その点については、見たことはございません。

○大島委員

今、保健所さんから説明がありましたように、物をお客さんに売る、特に飲食物、食べ物、これは食品衛生法で厳しい規制があるのですよ。そしてまた、それなりの服装をして清掃をしなければならない。今、ここを請け負っている方は、全般の清掃をやっているわけでしょう。その姿で、お客様に飲食物を提供しなければならない厨房の中に入っていくということはどれくらい危険なことか、もう既にご承知だと思います。私も過去に商売をしておりましたし、物を売るということは、物をつくって食べていただくということは、命なのです。命を預かる。それくらい厳しく認識しなければ大変なことになるのです。それらの認識が全く欠けていて、業務の一端としてさせていた。

それでは、郵便局は、郵便局コーナーは除いてありますけれども、これはどういう理由で除いているのか、お聞かせください。

○（経済）商業労政課長

申しわけございません。明確な理由は承知してございません。

○大島委員

全くでたらめですね。

私は、郵便局こそ、マーカラインの中に入ってもいいだろうと思います。しかし、先ほど来、保健所にお尋ねしております喫茶コーナー約45平米については、これは除くべきだと私は思います。これは、ぜひ検討をしてください。

そしてまた、先ほどの業者からの中で、水の問題が出ました。3番庫で、最近、催し物、展覧会をやっているときの水の問題です。これは経済所管の日でもやりましたけれども、せっかく訪ねてきたお客様を接待しようと思ってお茶道具を持ってきたが、給湯の場所が、今質問をしていました喫茶コーナーに入らなければならない。片や、営業しております。そうしますと入りづらい、これは当然だと私は思います。その方は、対応策として、お茶をやめてジュース類に変更しました。これは、私は、やはり入らなくて正解だったと思います。そのようなことから、

これはもうぜひ、従業員以外はやはり立入禁止にするぐらいの場所にしなければ、今までは何でもなかったかもわかりませんが、これからは、今後どのようなことが起きるかわかりません。

その件について1点と、それから、いただいた資料を前回のものと比べてみました。この中で、1番庫で、2日の資料では、倉庫1という、トイレの隣にございました。今いただいた資料を見ますと、倉庫が括弧書きになっております。休憩所、これはどのような理由で変わったのか、お聞かせください。

○委員長

大畠委員に申し上げます。時間が10分ほどオーバーしておりますので。

○（経済）商業労政課長

さきに資料を提出したときは、現状等を確認しておりませんでしたので、そのまま提出したわけなのでありますけれども、その後、現状を確認しましたところ、休憩所として使用されていることがわかりましたので、そのようにさせていただきました。

○大畠委員

続きまして、2日には3番庫の控室、今日いただいた資料では電気室と、これはいつから電気室になったのですか。

○（経済）商業労政課長

時期的に申しますと、開設当初から電気室ということでございます。さきに提出いたしました図面につきましては、この建築がなされる過程においての図であったということで、そういった違いが出てたものと思われま

○大畠委員

そうなのですね。2日にいただいた資料は、控室、倉庫だったのですよ。控室だったのです。それで、現場を見たいということで、担当の課長さんと、昨日、時間を待ち合わせて見た。見る前に説明を受けました。見る前にちょっと説明をさせてください、実は控え室でなかったのです、電気室ですと。私も、7月の友人の展覧会のときに、昨日、気がつきましてけれども、控室という大きなペイントがあった。すべてがでたらめ。また、休憩所、この件についても事務長さんにお聞きしました。いやいや、初めから3畳の畳を敷いておりましたよと。初めからと。初めからというのは、オープンのときからではないですか。課長、その初めからというのは、昨日どのように理解しましたか。

○（経済）商業労政課長

事務長さんは、たしか4年ほど前くらいに来られたと思います。そのころからなのか、それとも開設当初からという意味なのか、その辺はちょっと私はよくわからないで聞いておりました。

○大畠委員

それでは、私も聞いておりますので、確認をしてください。初めからというのはいつなのか。

そして、あそこを見てどのように感じましたか、課長さん、まず、課長さんにまずお聞きします。

○（経済）商業労政課長

休憩室ということで入ってみましたけれども、壁が片方は石張りの部分、この部分はむき出しとなっております、それから、畳は一部ピーカンの上に乗せてありましたけれども、その上には、ストーブですとか扇風機ですとか、今使っていない荷物がたくさん置いてありました。それから、むき出してあった壁には、清掃業者が使用するモップですとかほうきですとかちりとりですとか、そういったものがかけてございまして、そういった物品があるということからすれば、休憩室としてはかなりよくない状況にあるのかなというふうに理解しておりました。

○大畠委員

せっかくあそこにオープンをして、私はオープンのときから間違いがあったのではないかと思うのですよ。というのは、従業員に対する、あそこに勤めている方々のそういう場所が正式に確保されていなかった。ここに大きな

問題があったのではないかと私は思います。今、課長さんがおっしゃったように、休憩室と言いながら、業者が使う清掃道具が壁いっぱいに下がっている。畳が敷いてありますよ。畳で横になりたいと思って横になったら、モップや何かが頭の上ではないですか、寝方によっては。水はどうしているのですかとお聞きしました。水は、朝ポットでくみますと。これもやはり喫茶コーナーなのですよ。不特定多数の方々が、この喫茶コーナーの従業員以外の方々が自由に出入りできるような場所なのです。それを今日まで続けてきております。

昨日も、部長さんにお尋ねしました。事情をお話ししましたら、いや、課長から聞いていると。どうして見に行くという気持ちになれないのか。もし、あなたの奥さんや家族や親戚が、身内の方々があそこに勤務をして、ああいう場所で食事をし、休憩をしていたら何と言うのか。あその場所は、運河プラザは、観光の第一線の場所ですから、いろいろな地方から来られる方々が立ち寄る場所です。余りにも職員を粗末な扱いにしているなど、そのように感じておりました。

ぜひ、これは、明日、寄って現場を見てくれということで部長にお尋ねしましたが、部長さん、寄ってきましたか。寄ってきたとしたら、あその場所についての感想と、どのようにするべきか、もし決意があるのであればお聞かせください。

○経済部長

現場につきましては、今朝、見てまいりました。中に入りましたけれども、先ほど課長が申し述べたような状況でございました。清掃器具類につきましても、大島委員がおっしゃったような状況にありました。私自体も、あれを見た中で、果たして職員が休憩するのに適切な場所なのかということをつくづく考えながら見たのですけれども、やはり、不適切な環境にあるなというふうに認識をいたしました。

今後の方向性のお話しですけれども、そういう認識に立ちまして、やはり、あそこで働く人たちには、それなりに気持ちよく働いていただいて、観光客に対する接遇につきましても万全にやっていただきたいという気持ちもありますから、この休憩室につきましては快適な環境になるように改善していく方向で考えていきたいというふうに思います。

○大島委員

終わりに、今、12月12日ですか、新たに3番庫に何とかシステムというご案内が来ておりましたが、それも大事だと思いますよ。しかし、もっともっと大事なのは、今あそこで働いている、勤めていらっしゃる方々を大事にしなければ、お客様に対して適切な対応ができないのではないかと私は、そのように思っております。ぜひ、今日いただいた資料の中から整理整頓をして、今後、休憩所、この文字だけにするように努力していただきたい。括弧書きは倉庫になっておりますけれども、この倉庫という文字を抜けるような場所に改造していただきたい。整理整頓すれば、快適な場所になるはずです。よろしくお願いします。

終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時45分

再開 午後5時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

○中島委員

日本共産党を代表して、討論します。

議案第11号、第20号、第21号は認定、他の議案はすべて不認定とします。

詳しくは本会議で述べますが、以下、簡単にその理由を述べます。

我が党は、平成13年度予算に対して、介護保険料、利用料の市民税非課税世帯までを対象に減免制度を中心とした予算修正案を提案しました。また、今回問題になったサッカー・ラグビー場の委託契約は、公平さを欠き、三菱地所設計に有利になるよう計らったことは納得できません。

したがって、議案第6号については不認定といたします。

我が党は、中央通地区整備事業や築港再開発事業などの不要不急の公共事業に反対し、国直轄の無駄な大型公共事業である、石狩湾新港にも反対ですから、この関連議案である議案第7号、第17号、第18号は認められません。

それ以外の不認定議案は、消費税が転嫁されており、不認定といたします。

以上、討論を終わります。

○委員長

市民クラブ。

○大島委員

市民クラブを代表し、議案第6号平成13年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定及び議案第22号平成13年度小樽市病院事業決算認定について不認定の討論をいたします。

桃内の廃棄物最終処分場で使用されるのり面保護マットについては、全都清が示す基準を大きく上回っており、全国的に見渡しても15ミリの採用は極めて少ないことからすれば、過大であり、特定の業者に納入させるためではないかとの疑念ははまだ払拭されません。たとえ、地域住民の不安を考慮したとしても、その根拠が科学的データに裏づけされたものではなく、妥当性が見出せないままであるとの判断を下さざるを得ません。

また、小樽病院公宅については、規則上、病院以外に勤務する職員への貸付けは認められていないにもかかわらず、19年間の長きにわたり、市の幹部職員が入居し続けているという異常な実態が明らかになりました。入居者が得た不当な利益の返還請求を含め、課題は山積していると認識します。

詳しくは、第4回定例会本会議において討論いたします。

以上、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第6号、第22号について、一括採決いたします。

原案どおり認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第7号ないし第10号、第12号ないし第19号、第23号ないし第25号について、一括採決いたします。

原案どおり認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定しました以外の各案件について、一括採決いたします。

原案どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして、付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。

これも、ひとえに、副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様のご協力によるものと深く感謝をいたします。

意をじゅうぶん尽くしませんでした、閉会に当たっての委員長としてのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。